## 車体利用広告物特例許可実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第8号オの「市長が特に認める広告物等」 の適用に係る特例許可広告物の取り扱いについて、必要な事項を定める。

#### 2 適用範囲

この規定に及ぶ範囲は、横浜市内を走行するものに限る。

ただし、横浜市の審査・許可により、その路線が及ぶ全ての自治体において、それぞれの自治体内の 走行が認められることが事前に確認できる場合、市外に路線が及ぶものについても、許可の対象とする。

#### 【特定許可広告図案の申請】

### 3 図案の申請

申請者(交通事業者等)は各月末までに特例許可広告図案申請用紙(様式1)に必要事項を記載し、都市整備局地域まちづくり部景観調整課(以下、「景観調整課」という。)に申請するものとする。

#### \*添付書類

- (1) 図案等説明書(様式2)
- (2) 図案(色彩及び面積のわかるもの)
- (3) 系統図(路線図)

### 4 審査方法

景観調整課は、車体利用広告審査関係課長会(以下、「審査会」という。)を招集する。

なお、簡易な案件については、都市整備局地域まちづくり部景観調整課長の判断で、審査会を招集 せず、書面による会議開催とすることができるものとする。

審査会は、「横浜市車体利用広告物特例許可ガイドライン」に従って審査するものとする。

審査会は、図案申請について可否の判断を行う。

景観調整課は、可否の判断を申請者に通知を行う。

#### 【本申請】

## 5 許可申請

車体利用広告審査関係課長会で可と判断されたものは、許可申請の手続きを行うことができる。 申請者(交通事業者等)は、横浜市屋外広告物条例事務処理要綱第3条に定める屋外広告物(表示・ 設置・継続・変更)許可申請書(第1号様式)に以下の添付書類を添えて提出する。

#### 添付書類(各1部)

- (1)車検証の写し
- (2) 営業所案内図
- (3)図案(色彩及び面積のわかるもの)
- (4)系統図(路線図)
- (5) 特例許可広告図案申請用紙(審査結果が可で、受付印のあるもの)の写し
- この要領は、平成12年11月15日から実施する。
- この要領は、平成17年4月1日から実施する。
- この要領は、平成18年4月1日から実施する。

- この要領は、平成18年10月1日から実施する。
- この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- この要領は、平成24年5月1日から実施する。
- この要領は、平成25年4月1日から実施する。

# 特例許可広告図案 申請用紙

平成 年 月 日

申 請 者	住 所	
	会社名 (交通事業者)	
	代表者職氏名	
	担 部 署 名	
	当 氏名電話番号	
広 告 主	住 所	
	会社名	
	代表者職氏名	
	担 部 署 名	
	当 氏名電話番号	
車体の概要	種 別	路線バス
	系統名 (路線名)	
	営業 所名	
内 容	手 段	塗装・フイルム・その他( )
	表示期間 (予定)	平成年月日から年月日まで

# \*景観調整課使用欄

受付日	年	月	日	審查実施日	年 月 日
指令番号				審査結果	可 ・ 否
受 付 印				理由	
				備考	

添付書類:1図案等説明書(様式2)

2図案(色彩及び面積のわかるもの)

3系統図(路線図)

# 図案等説明書

# (交通事業者名)

図		
案		
<del>≒</del> γ		
説		
明		
<del>7</del> .L		
社		
内		
手		
続		
他		
法		
厶		
令		
等		
	<u> </u>	